

令和2年8月1日から

重度心身障害者医療費助成制度の対象に 精神障害者保健福祉手帳1級を追加します

同制度は重い障害のある人（重度心身障害者）が保険診療を受けた場合に、医療費の一部を市が負担するものです。

市から交付される受給券を県内医療機関の窓口で、健康保険証等と一緒に提示することで、一定の自己負担金にて受診することができます。

※県外医療機関で受診された医療費は償還払いでの助成となります。

| | 令和2年7月31日まで(現行) | 令和2年8月1日以降 |
|-------|---|---|
| 手帳要件 | <ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳1級・2級●千葉県療育手帳○A1～Aの2 | <ul style="list-style-type: none">●身体障害者手帳1級・2級●千葉県療育手帳○A1～Aの2●精神障害者保健福祉手帳1級 |
| 所得等要件 | <p>①64歳までに上記手帳取得 →世帯(医療保険単位)における市町村民税所得割額が23万5千円未満の方</p> <p>②平成27年8月1日以降に65歳以上で新たに上記手帳取得 →世帯(医療保険単位)における市町村民税所得割が非課税世帯でかつ後期高齢者医療保険制度に加入されている方</p> <p>※平成27年7月31日までに上記手帳取得された方の要件は①となります</p> | <p>①64歳までに上記手帳取得 →世帯(医療保険単位)における市町村民税所得割額が23万5千円未満の方</p> <p>※65歳以上で上記手帳取得された方は該当となりません(65歳になる前から引き続いて上記手帳の認定を受けている方は除く)</p> <p>※令和2年7月31日までに制度の対象となっていた方は、所得等要件を満たせば引き続き制度を受けることができます</p> |
| 自己負担金 | 入院1日、通院1回につき300円 ※世帯(医療保険単位)における市町村民税所得割非課税世帯の方は自己負担なし | 左記のまま、変更なし |

■申請手続(精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方)

7月上旬に申請書を送付いたしますので、必要事項を記入し保険証のコピーを添付のうえご申請ください。(詳しくは送付されてきた通知文をご確認ください)

審査の結果、受給対象となった方には、7月末に受給券を送付します。

問い合わせ

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課 重度医療担当
電話番号：047 -436-2308 FAX：047 -433-5566